

訪問購入のトラブルにご注意ください

～不要品の買取りに係るトラブル発生中～

訪問購入とは、消費者の家を購入業者が訪問し、貴金属やブランド品などを買い取るものです。

トラブル事例

- ・電話では「お皿を買い取ります」と言われていたのに、家に来たら「**貴金属を売ってくれ**」と言われ、**アクセサリを強引に買い取られた**。
- ・契約書には「アクセサリまとめて9点」とだけ書かれていて、**何をいくらで買い取られたのか分からない**。



POINT 1 突然訪問してきた購入業者は家に上げない。

購入業者が突然家に来て買取りをすることは、法律で禁止されています。



POINT 2 買取りを希望しない物品は見せない。

強引な勧誘に負けて買い取られてしまうことがあります。

電磁的方法による
提供の場合も！

POINT 3 契約書面はよく確認！

契約書面に物品名や価格が具体的に記載されているか確認しましょう。
また、書面を受け取ってから8日間は**物品を手元に残しておく**ことができます。



突然事業者が訪問してきた時や
強引に品物を買取られたときなどは、相談しましょう

消費者ホットライン

い や や
1 8 8

お近くの消費生活相談窓口
をご案内します。

訪問購入にはルールがあります

～法令を守ってトラブルのない取引を～

主なチェックポイント



訪問購入の勧誘は、消費者の承諾を得てから開始

- 訪問購入では勧誘に先立って、消費者に勧誘を受ける意思があることを確認することが義務付けられています。
- また、突然訪問して勧誘することは禁止されています。



しつこい勧誘はNG！

- 消費者が断ったにもかかわらず再び勧誘することは禁止されています。



電磁的方法による提供の場合も！



契約書面は法定事項を記載の上、必ず交付

- 物品の種類や特徴、購入価格、引渡しの拒絶やクーリング・オフに関する事項など、法定事項が記載された書面を消費者に交付しなければなりません。



品物を手元に置いておけることを必ず告知

- 書面の交付から8日間は物品の引渡しを拒むことができる旨を、消費者に告知しなければなりません。



上記は訪問購入に係る特定商取引法上のルールの一部です。

上記以外にも様々なルールが定められていますので、訪問購入を行う際は必ず法令を確認してください。

法令の
詳細は
コチラ



特定商取引法ガイド

Act on Specified Commercial Transactions Guide

<https://www.no-trouble.caa.go.jp/>



経済産業省
九州経済産業局
Kyushu Bureau of Economy, Trade and Industry



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan